

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 功労者表彰規程

第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程第3条に基づき、本県知的障害教育の振興に功労のあったものの表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本専門部は、次のものについて選考のうえ、部長名をもって毎年表彰を行う。
本専門部に所属し、知的障害特別支援学級または知的障害のある児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校に10年以上勤務、または、退職者に限り10年勤務予定のもので、この教育の振興に多大の貢献をしたもの。

第3条 表彰者の決定は、選考委員会の推薦による。

第4条 選考委員会は、本専門部常任運営委員をもってこれにあてる。

第5条 表彰者には、表彰状を贈呈する。

第6条 本専門部運営委員は、当該地区または学校における当該者について、選考に必要な書類を作成の上毎年9月8日まで事務局あて提出する。

第7条 選考のため必要な書類は次の通りとする。

1. 功績調書

第8条 表彰の時期は、本専門部長が必要と認めたとき随時行う。

第9条 この規程は、昭和53年8月7日から施行する。

附 則	昭和59年	2月22日	一部改正
	平成 3年	2月20日	一部改正
	同 4年	2月13日	一部改正
	同10年	2月17日	一部改正
	同10年	6月19日	実施
	同11年	2月17日	法令変更による一部改正
	同11年	4月 1日	実施
	同12年	2月17日	一部改正
	同12年	4月 1日	実施
	同16年	2月20日	一部改正
	同16年	4月 1日	実施
	同19年	6月 6日	法令変更による一部改正・実施